

北陸圏広域地方計画懇談会 運営要領

(趣旨)

第1条 北陸圏広域地方計画懇談会規約（以下「規約」という。）第6条に基づき、北陸圏広域地方計画懇談会（以下「懇談会」という。）の運営方法について、必要な事項を定める。

(運営)

第2条 懇談会は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することをもって会議に代えることができる。

2 座長は、必要に応じて、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(議事の公開)

第3条 懇談会の構成員及び開催予定は公表する。

2 懇談会の会議及び議事概要については、原則公開とする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事概要を非公開とすることができる。

3 第3条第2項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において決定する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この運営要領は、平成19年11月2日から施行する。